

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年9月20日(木) 午後3時00分から午後4時00分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(22名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	21番 林豊 委員
22番 増田正義 委員	23番 大木傳一郎 委員

4 欠席委員(1名)

20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について  
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見  
決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
5件

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につ  
いて 2件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長 寺本 朗 男                      主査 大木 恒 一  
主査補 飯田 裕 幸

## 7 会議の概要

事務局            ただ今から平成24年度9月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、増田会長よりご挨拶をお願いいたします。

増田会長            委員の皆さん、本日は誠にご苦勞様です。  
委員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、ち  
ゅう心より感謝申し上げます。

事務局            本日、出席委員は23名中22名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長            これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に  
てご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長            ご異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、5番鈴木一郎委員、6番江波戸博委員を指名  
いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長            続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を、議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局            今月の農地法第3条の許可申請は、5件でございます。  
議案第1号、番号2番から5番は所有権移転に関する件、番号1番は賃  
借権の設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から5番を議案書をもとに朗読】

番号1番から5番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項

各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

2 番 番号1番について、後継者も意欲的に営農をし、申請地も効率よく耕作しており、所有農機具の状況、労働力からみても、問題ないと思われま  
す。

1 7 番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大  
のためですし、所有農機具の状況、労働力からみても、問題ないと思わ  
れます。

1 4 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大  
のためですし、労働力からみても、問題ないと思われま

1 9 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており、規模拡大のため  
ですし、問題ないと思われま  
す。  
番号5番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大  
のためですし、問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち  
切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の  
挙手を求めま

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 番号 1 番の申請地は、現況畑 7 5 9 m<sup>2</sup>に専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

1 8 番 番号 1 番について、現在の住宅は火災により焼失してしまいました。道路が狭いため消火活動が出来なかったそうです。災害に強い場所へ建て替えるため現況畑 7 5 9 m<sup>2</sup>に農家住宅を計画するものです。農地区分や転用目的にも問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第 3 号、「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 番号 1 番の申請地は、専用住宅用地として地目畑 1 2 7 m<sup>2</sup>を譲受け計画

していましたが、体調を崩し実行できないため、継承者へ譲渡すもので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

23番 番号1番について、当初計画者が体調を崩し実行できないため、継承者へ譲渡すもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から5番を議案書をもとに朗読】

番号1番の申請地は、専用住宅用地として現況畑127㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、専用住宅用地として現況畑247㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、専用住宅用地及び車庫用地として現況畑499㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、専用住宅用地として現況畑500㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、コンビニエンスストア用地として現況畑1445㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

23番 番号1番、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い、専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

2番 番号2番について、譲受人は現在妻の実家に住んでおり、新たに専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。本申請地は区画整理事業内の農地であり地域の営農への影響は少ないと思います。

15番 番号3番について、譲受人は現在両親と同居していますが、手狭なため専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 番号4番について、譲受人は現在両親と子供と同居していますが、子供が結婚することとなり住宅が手狭なため新たに専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

5番 番号5番について、譲受人は申請地にコンビニエンスストアを計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。周辺の農地への影響は少ないと思います。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。本件につきましては、去る18日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、第1班の班長より報告をお願いいたします。

21番 【第1班班長の報告】

今回の、現地調査は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況」について、確認するため実施しました。対象農地は良好に管理されておりました。その後の意見交換では、調査した委員より農地として利用されており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

議 長 第1班班長の報告が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ご異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長           ご異議ないものと認め、議案第 5 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」採決に入ります。  
現地調査班の報告のとおり、決することに賛成の委員の挙手を求めます。

                  (挙手全員)

議 長           挙手全員であります。よって本件は、報告のとおり決定いたしました。

議 長           次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局          農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 1 件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長           ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

                  (発言なし)

議 長           特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長           以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
次にその他でございますが、何かございますか。

議 長           ないようですので、  
本日、ご審議いただいた案件は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	5 件
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について	1 件
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1 件
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	5 件
議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	2 件
報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位のご協力に感謝申し上げます。  
これをもちまして、平成24年9月20日の匝瑳市農業委員会の定例総会  
を閉会いたします。